

○制限外積載許可取扱要領

昭和44年 6 月 13 日

埼例規第17号・交企・交指

警 察 本 部 長

制限外積載許可取扱要領の制定について（例規通達）

このたび、制限外積載許可の一般的な取扱指針として、別添のとおり制限外積載許可取扱要領を制定し、今後はこの要領に基づき取り扱うこととしたから運用上遺憾のないようにされた
い。

なお、取締りの際における積載貨物の測定方法についてもこの要領の定めるところにより行うこととしたから、誤りのないように周知徹底されたい。おつて、昭和39年 7 月 7 日付埼例規第29号、交一「制限外積載代行許可の取扱いについて」は、廃止する。

別添

制限外積載許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第57条第3項に規定する制限外積載許可（以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正とせい一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、当該車両の運転者とし、当該運転者が複数の場合には、その全員を申請者として、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第8条第2項に規定する申請者（以下「申請者」という。）の申請者欄（申請者住所及び氏名欄、申請者の免許の種類欄並びに免許証番号欄をいう。以下同じ。）に連記させるものとする。ただし、当該申請の全員について申請者欄に連記できないときは、主たる申請者に係る事項のみを申請者欄に記載させた上で、他の申請者の住所及び氏名、免許の種類並びに免許証番号を記載した書面を当該申請書に添付させるものとする。

第3 許可単位

許可は、1個（回）の運搬行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復、継続される運搬行為については、次の要件のいずれをもみたすものに限り、包括して1個（回）の運搬行為とみなして処理することができる。

- 1 車両が同一車両であること。
- 2 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- 3 運転経路が同一であること。

第4 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱又は変圧器等のように形態上、単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

第5 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載した貨物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものと

する。

1 長さ

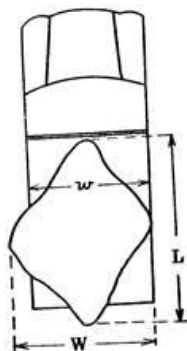
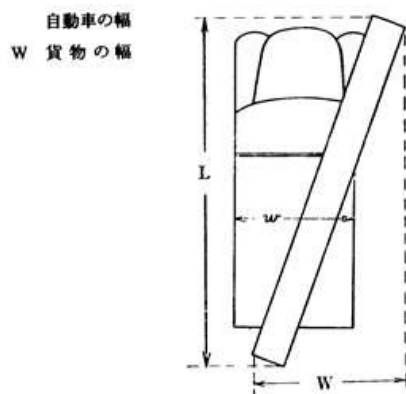
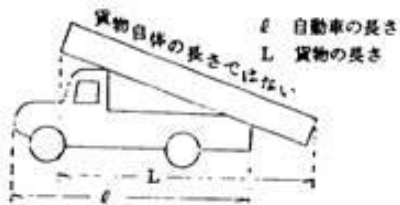
長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（次図参照）

2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（次図参照）

3 高さ

高さは、貨物自体の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。



第6 許可申請書の受理及び審査等

許可申請の受理及び審査等は、次により行うものとする。

1 許可申請の受理

(1) 受付の日時

申請の受付の日時は、原則として埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(2) 許可申請に際して、必要とする書類等については次に掲げるものとし、これらの提出を受けたときは、これを受理するものとする。

ア 申請書 2通

イ 積載状況の図面又は写真 1通

ウ 運転経路図 1通

(3) 車両1台につき、制限外積載許可のほか設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該許可にかかる事項をあわせて記載させることができる。

2 審査等

(1) 審査

申請を受理した場合は、次の事項について、それぞれに掲げる基準により、これを審査しなければならない。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがある場合又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認める場合は、補正を求め、又は申請書を却下するものとする。

ア 許可の対象貨物

当該対象貨物が前記第4の許可の対象貨物であること。

イ 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法については、原則として別表の基準を超えないこと。積載物の重量については、原則として令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えていないこと。

ウ 運転日時及び運転経路

(ア) 運転日時

交通が特にふくそうする時間帯でないこと。

(イ) 運転経路

運搬の経路に当たる道路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋りょう、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

エ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(ア) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

(イ) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であるとは認められないこと。

(2) 審査方法

許可申請があったときは、当該車両の構造、当該積載物及びその積載状況並びに交通の状況について、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

3 「特殊車両通行許可証」等の確認

車両の構造、運転経路等から考え、交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは（例えば、積載重量の制限外積載許可をする場合等、特に道路の構造上の判断を要する場合等である。）特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第9条第3項）等を確認し、許可取扱いの参考とすること。

第7 許可の期間

許可の期間は、当該車両による1個（回）の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、第3のただし書に該当する場合にあっては、許可の期間は原則として1年以内とする。

第8 許可の条件

1 出発地警察署長が付することができる条件は、令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 指定した道路を通行すること。

(2) 指定した時間帯に通行すること。

(3) 先導車又は整理者を配置しての誘導整理を行うこと。

(4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

(5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

- 2 申請書の記載事項を変更させる必要があるときは、許可の条件により変更することなく、申請者をしてその申請書の当該記載事項を訂正させ、又はその申請を取り下げさせた後、所要の変更をした申請書をあらためて提出させるようにすること。

第9 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

第10 協議及び調整

- 1 警察署長は、許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が前記第6の2(1)イの基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長と協議しなければならない。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど、長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、許可を決定する前に交通部交通規制課（交通管制センター）を経由して関係都道府県警察本部に次の事項について照会してその意見を聞き、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めること。ただし、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないことが確認されたときは、これを省略することができる。

- (1) 申請者の住所、氏名
- (2) 車両の種別及び最大積載量
- (3) 積載物品名
- (4) 運転経路（出発地、経路地、目的地）
- (5) 運転日時
- (6) 車両と積載貨物の関係（高さ（地上高）、幅（車幅を含めた全幅）、長さ（全長））

第11 交番、駐在所等の専決処分

1 専決処分の範囲

交番、駐在所等の勤務員が専決処分のできる範囲は、埼玉県警察事務決裁規程（平成9年埼玉県警察本部訓令第33号）第7条の定めるところによる。

2 取扱方法

交番、駐在所等の勤務員が、制限外積載の代行許可をする場合は、この要領によるほか、次により取扱うこと。

- (1) 許可証を交付する際は、許可申請書 2 通を受け、許可証欄に所要事項を記入し、1 通を許可証とし警察署長印欄に署長印押印用紙（シール）を貼付し、取扱者の割印を押印し交付するものとする。
- (2) 警察署長印を押印してある押印用紙を貼付する際は、警察署長印欄に不体裁にわたらないようにするとともに、はげないようにすること。
- (3) 警察署長印を押印してある押印用紙は、盗難又は紛失することのないよう保管について適切な処置を講ずること。

実施日（昭和51年 4 月13日例規第 9 号・務）

この例規通達は、昭和51年 4 月13日から実施し、昭和51年 4 月 1 日から適用する。

実施日（昭和59年 3 月31日埼例規第15号・務）

この例規通達は、昭和59年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 5 年 5 月20日埼例規第37号・交規）

この例規通達は、平成 5 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 6 年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成 6 年11月 1 日から実施する。

実施日（平成 7 年 3 月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 8 年 8 月23日埼例規第43号・交企）

この例規通達は、平成 8 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 9 年12月17日埼例規第77号・務）

この例規通達は、平成10年 1 月 1 日から実施する。

実施日（平成15年10月22日務第2344号）

この通達は、平成15年11月 1 日から実施する。

実施日（平成19年 5 月29日交企第433号）

この通達は、平成19年 6 月 2 日から実施する。

実施日（平成29年 3 月10日免第989号）

この通達は、平成29年 3 月12日から実施する。

実施日（平成31年 4 月23日交規第829号）

この通達は、平成31年 5 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 9 月15日交規第1468号）

この通達は、令和 2 年 9 月15日から実施する。

実施日（令和 4 年 1 月25日務第209号）

この通達は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 6 月30日交総第577号）

この通達は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 2 月22日交規第286号）

この通達は、令和 6 年 3 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】